様式ＩＤ	NTA0H0B681010090

国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	

別表六(十七)

令八・四・一以後終了事業年度分

国家戦略特別区域の名称		1	E01					E06					E11					E16					E21				
特定事業の内容		2	E02					E07					E12					E17					E22				
資産区分	種類	3	E03					E08					E13					E18					E23				
	構造、用途、設備の種類又は区分	4	E04					E09					E14					E19					E24				
	細目	5	E05					E10					E15					E20					E25				
	国家戦略特別区域担当大臣の確認を受けた事業実施計画に記載されることとなった年月日	6		元号	年	月	日		元号	年	月	日		元号	年	月	日		元号	年	月	日		元号	年	月	日
			N01					N04					N07					N10					N13				
	取得年月日	7		元号	年	月	日		元号	年	月	日		元号	年	月	日		元号	年	月	日		元号	年	月	日
			N02					N05					N08					N11					N14				
	特定事業の用に供した年月日	8		元号	年	月	日		元号	年	月	日		元号	年	月	日		元号	年	月	日		元号	年	月	日
			N03					N06					N09					N12					N15				
取得価額	取得価額又は製作価額(円)	9	G01					G04					G07					G10					G13				
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	10	G02					G05					G08					G11					G14				
	差引改定取得価額 (9)－(10)	11	G03					G06					G09					G12					G15				

法人税額の特別控除額の計算 (円)

取得価額の合計額((11)の合計)	12	G16		調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一の二「2」若しくは「13」)	22	G25	
同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	13	G17					
(12)のうち(6)が令和８年３月31日以前であるものに係る	14	G18		当期税額基準額 (22)×$\frac{20}{100}$	23	G26	
同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	15	G19					
(14)のうち(6)が平成31年３月31日以前であるものに係る額	16	G20		当期税額控除可能額 ((21)と(23)のうち少ない金額)	24	G27	
同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	17	G21					
税額控除限度額の計算 (((12)－(13))－((14)－(15)))×$\frac{12}{100}$＋((13)－(15))×$\frac{6}{100}$	18	G22		調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の⑨」)	25	G28	
(((14)－(15))－((16)－(17)))×$\frac{14}{100}$＋((15)－(17))×$\frac{7}{100}$	19	G23					
((16)－(17))×$\frac{15}{100}$＋(17)×$\frac{8}{100}$	20	G30		法人税額の特別控除額 (24) － (25)	26	G29	
税額控除限度額 (18)＋(19)＋(20)	21	G24					

機械設備等の概要

E26	